

1 水とわたしたちの暮らし

③水道メーターとお知らせを見てみよう

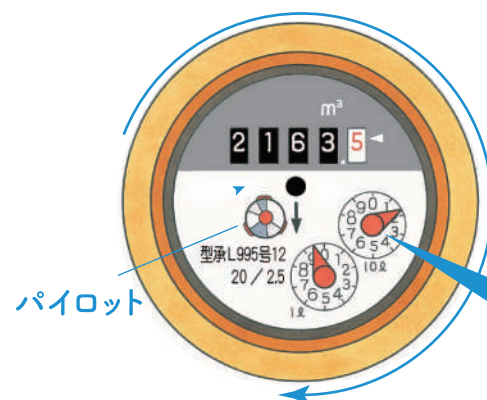
学校や家庭で使った水の量は、2か月に一度水道メーターではかって、みなさんの家にお知らせしているよ。



水道メーター

(メーターはいろいろな種類があります。)

水道のメーター



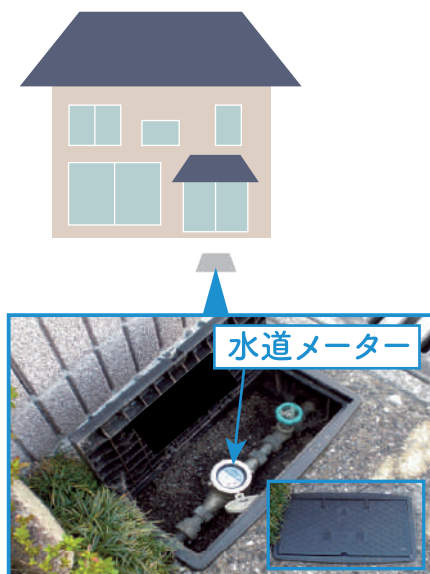
使われた水の量が、
数字と目もりで表されています。
また、水を使うと、
パイロットが回転します。

2,163m³519Lと読みます。

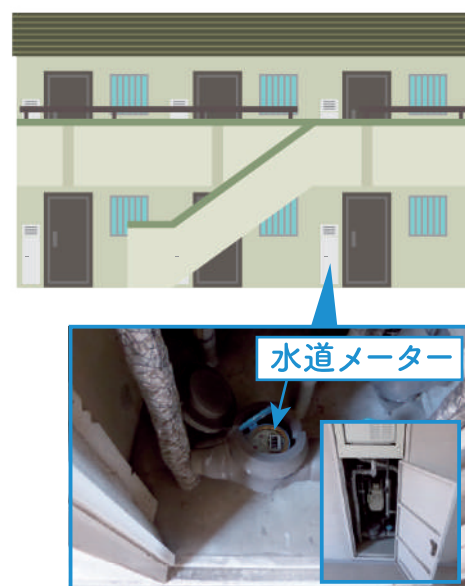
矢印の方向の順に数字と目もりを読みます。(2,163リットル519リットル)

水道メーターの設置場所

戸建て



共同住宅



ご使用水量等のお知らせ

ご使用水量等のお知らせ 令和 6年 1月 検針分				発行日: 令和 6年 1月 15日		水道料金等領収書 (口座振替・自動払込用)	
お客さま番号		1-0-000001-0-10		お客さま名		福水 フク 様	
方 書		福水 フク 様		氏名		福水 フク 様	
今回ご使用水量	今回 指 針	758	今回ご使用日数	前回検針日	11月15日	令和 5年 11月 検針分 振 替 日 12月 8日	
22 m ³	(-) 前回指針	736	61 日間	今回検針日	1月15日	前回検針日 9月15日 今回検針日 11月15日	
	(+) 取替水量	0		お客さま番号	1-0-000001-0-10	ご使用水量 20 m ³	
今回ご請求金額	水道料金 (円)	2,585	10% 対象 (	235)	水道料金 (円)		
4,877 円	下水道使用料等 (円)	2,292	10% 対象 (	208)	10 % 対象 (2,244		
(443)	うち下水 (税抜)	2,084			下水道使用料等 (円)		
	うち再生水 (税抜)	0			10 % 対象 (1,958		
振替日・納期限		令和 6年 2月 8日		お支払い方法		口座振替	
				発行日時点でのお支払い方法です。			
前回ご使用水量	20 m ³	口径	13 mm	用途	家事用	下水道使用状況	有
昨年同月ご使用水量	23 m ³			下水道使用料算定根拠	水道使用量	下水道ご使用水量	22
戸数換算 (共同住宅等) の場合の料金対象戸数等				再	今回指針	****	
入居戸数	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	(-) 前回指針	****
事業場数	0	0	0	0	0	(+) 取替水量	****
				水	今回ご使用水量	****	
お問い合わせ先 営業所		TEL:		検針員:			
お問い合わせなどは営業時間内 (月曜日～金曜日の午前9時～午後5時) をお願いします。							
メーターの検針は2か月ごとに伺います。							
このお知らせ票で集金することはありません。福岡市水道局 福岡市水道事業管理者 登録番号 T 6 8 0 0 0 2 0 0 0 0 7 5							
金額欄の () 内は、うち消費税及び地方消費税相当額です。							

氏名 福水 フク 様

令和 5年 11月 検針分 振 替 日 12月 8日
前回検針日 9月15日 今回検針日 11月15日
お客さま番号 1-0-000001-0-10
ご使用水量 20 m³

水道料金 (円) 2,244
10 % 対象 (204)
下水道使用料等 (円) 1,958
10 % 対象 (178)
うち下水 (税抜) 1,780
うち再生水 (税抜) 0
合計 (円) 4,202
(382)

上記のとおり領収しました。

福岡市水道事業管理者

福

見本

専用アプリUni-Voiceを使用して上のコードを読みと
お知らせ音声で読み上げます。

使った水の量に応じて、
水道料金が変わるんだね。

見たことは、
ありませんか？

上のような紙には、使った水の量と金額
が書かれています。
また、前回や前の年の同じ月に使った水の
量が書かれているため、水漏れのチェック
や節水の目安に役立ちます。

(ねらい) 使用した水の量は、水道メーターにより、計量されていることを知らせてください。また、使用量に応じて、水道料金が異なってくることを知らせ、節水意識の向上につなげてください。

(解説) ●水道メーターの設置場所
戸建て: 宅地内。共同住宅: 玄関手前にあるパイプシャフト内(各種メーターなどの設備を収納しているスペース)。
●ジャコを全部しめてもパイロット(又は赤いメーターの針のうち、最小のけたの針)が回っていると水もれしていることになります。

(解説) ●福岡市では、経費節約のため2か月に一度検針し、料金(水道料金と下水道使用料)を収納しています。
●水道の使用水量は、今回検針時から前回検針時(2か月前)のメーター指針を差し引いた数値となります(1 m³未満は切り捨て)。なお、下水道使用料の汚水排出量は、水道の使用量と同じ量としています(ただし、井戸水使用の場合は異なります)。
●水道局が直接各世帯を検針する場合には、水道局から「ご使用水量等のお知らせ」を配付します。建物全体を一括して検針する場合は、水道局からのお知らせはありません(水道局が建物全体の料金を管理会社などに請求し、管理会社などが各世帯に請求します)。